

令和3年9月2日提出

# 一宮市議会定例会議案

単 行



## 目 次

### 令和3年9月一宮市議会定例会議案(単行)

議案第59号	一宮市手数料条例の一部改正について	1頁
議案第60号	一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	3頁
議案第61号	一宮都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について	6頁
議案第62号	一宮市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	8頁
議案第63号	木曽川体育館天井等改修工事の請負契約の締結について	11頁
議案第64号	木曽川体育館天井等改修空調設備工事の請負契約の締結について	12頁
議案第65号	和解について	13頁
議案第66号	一宮市土地開発公社定款の一部改正について	15頁
議案第67号	市道路線の廃止について	18頁
認定第1号	令和2年度愛知県一宮市水道事業会計決算の認定について	24頁
認定第2号	令和2年度愛知県一宮市下水道事業会計決算の認定について	25頁
認定第3号	令和2年度愛知県一宮市病院事業会計決算の認定について	26頁
報告第15号	専決処分の報告について	27頁
報告第16号	令和2年度愛知県一宮市水道事業会計継続費の精算報告について	29頁
報告第17号	令和2年度愛知県一宮市下水道事業会計継続費の精算報告について	31頁
報告第18号	令和2年度愛知県一宮市水道事業会計決算に係る資金不足比率の報告について	33頁
報告第19号	令和2年度愛知県一宮市下水道事業会計決算に係る資金不足比率の報告について	34頁
報告第20号	令和2年度愛知県一宮市病院事業会計決算に係る資金不足比率の報告について	35頁



議案第59号

## 一宮市手数料条例の一部改正について

一宮市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年9月2日提出

一宮市長 中野正康

### 提案理由

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第15条の4第1項から第4項までの規定に基づく除票の写しの交付手数料及び記載事項の証明手数料並びに同法第21条の3第1項から第4項までの規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの交付手数料を新設し、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の一部改正に伴い、同法第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付手数料を廃止するため、本案を提出する。

## 一宮市手数料条例の一部を改正する条例

一宮市手数料条例(平成12年一宮市条例第12号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(手数料の種類、金額等) 第3条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。 (1)～(22)の2 略	(手数料の種類、金額等) 第3条 略 (1)～(22)の2 略 <u>(22)の3 住民基本台帳法第15条の4第1項から第4項までの規定に基づく除票の写しの交付手数料 1通につき300円</u> <u>(22)の4 住民基本台帳法第15条の4第1項から第4項までの規定に基づく除票の記載事項の証明手数料 1通につき300円</u> (23) 略 <u>(23)の2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付手数料 1件につき800円</u> (24)～(77) 略 2・3 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第60号

一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年9月2日提出

一宮市長 中野正康

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)の一部改正に伴い、母子生活支援施設の長の任用要件のうち、児童福祉事業又は社会福祉事業に従事した期間であったものを相談援助業務に従事した期間に限定するため、本案を提出する。

## 一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(令和2年一宮市条例第59号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(母子生活支援施設の長の資格等) 第27条 母子生活支援施設の長は、次の各号の いずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指 定する者が行う母子生活支援施設の運営に 関し必要な知識を習得させるための研修を 受けた者であって、人格が高潔で識見が高 く、母子生活支援施設を適切に運営する能 力を有するものでなければならない。 (1)～(3) 略 (4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の 能力を有すると認める者であって、次に掲 げる期間の合計が3年以上であるもの又は 厚生労働大臣が指定する講習会の課程を 修了したもの ア 児童福祉司となる資格を有する者に あっては、 <u>児童福祉事業</u>  _____ _____ (国、 都道府県又は市町村の内部組織におけ る <u>児童福祉に関する事務</u> を含む。)に従 事した期間 イ 社会福祉主事となる資格を有する者 にあっては、 <u>社会福祉事業</u> に従事した 期間 ウ 略 2 略	(母子生活支援施設の長の資格等) 第27条 略  (1)～(3) 略 (4) 略  ア 児童福祉司となる資格を有する者に あっては、 <u>相談援助業務</u> (法第13条第3 項第2号に規定する <u>相談援助業務</u> をい う。以下この号において同じ。)(国、 都道府県又は市町村の内部組織におけ る <u>相談援助業務</u> を含む。)に従 事した期間 イ 社会福祉主事となる資格を有する者 にあっては、 <u>相談援助業務</u> に従事した 期間 ウ 略 2 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

### 付 則

(施行期日)

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- この条例の施行の際現に母子生活支援施設の長として勤務している者については、この条例による改正後の一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例に規定する

母子生活支援施設の長として勤務している者とみなす。

議案第61号

一宮都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について

一宮都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年9月2日提出

一宮市長 中野正康

提案理由

公共下水道日光川上流流域関連事業第6次負担区を新設し、同負担区において賦課徴収する負担金の額を定めるため、本案を提出する。

## 一宮都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

一宮都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和62年一宮市条例第32号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(負担金の額) 第4条 受益者が負担する負担金の額は、次の表の左欄に掲げる負担区の区分に応じ、同表の右欄に掲げる1平方メートル当たりの負担金額に、当該受益者が次条の公告の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で、同条第1項に規定する賦課対象区域内に存するものの面積を乗じて得た額とする。 【別記 参照】	(負担金の額) 第4条 略 【別記 参照】

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

### 【別記】

#### 現行

負担区の区分	1 平方メートル当たりの負担金額
略	
公共下水道日光川上流流域関連事業	略
連事業	第5次負担区
略	200 円

#### 改正後

負担区の区分	1 平方メートル当たりの負担金額
略	
公共下水道日光川上流流域関連事業	略
連事業	第5次負担区
	200 円
略	第6次負担区

### 付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第62号

一宮市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

一宮市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年9月2日提出

一宮市長 中野正康

提案理由

一宮市尾西南部生涯学習センターの施設の改修により当該施設の施設使用料の区分及び金額の一部を変更し、並びに例規の整備を行うため、本案を提出する。

## 一宮市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

一宮市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例(平成17年一宮市条例第55号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>別表第2(第7条関係)</p> <p>1 尾西南部生涯学習センター施設使用料 (単位 円)</p> <p>【別記 参照】</p> <p>備考</p> <p>1~3 略</p> <p>4 <u>調理実習室の調理台の使用料は、1台につき1時間160円とする。</u></p> <p>5 略</p> <p>2 略</p>	<p>別表第2(第7条関係)</p> <p>1 略</p> <p>(単位 円)</p> <p>【別記 参照】</p> <p>備考</p> <p>1~3 略</p> <p>4 <u>料理実習室の調理台の使用料は、1台につき1時間160円とする。</u></p> <p>5 <u>大会議室の2分の1使用の場合の使用料は、この表に定める額の2分の1に相当する額とする。</u></p> <p>6 略</p> <p>2 略</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

### 【別記】

#### 現行

区分		午後5時まで4時間以内	午後5時から4時間以内
1階	略		
	学習室1	略	
略			
3階	学習室2	1,580	2,100
	学習室3	2,100	2,730
略			

#### 改正案

区分		午後5時まで4時間以内	午後5時から4時間以内
1階	略		
	学習室	略	
略			
3階	大会議室	4,200	5,460
	略		

#### 付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第2第1項の表に規定する一宮市尾西南部生涯学習センター大会議室の使用に係る手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第63号

木曽川体育館天井等改修工事の請負契約の締結について

次のとおり木曽川体育館天井等改修工事の請負契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年9月2日提出

一宮市長 中野正康

- 1 工事名称 木曽川体育館天井等改修工事
- 2 工事場所 一宮市木曽川町門間字沼間35番地
- 3 工事概要 (1) アリーナ天井改修工事一式  
(2) 屋根改修工事一式  
(3) 舞台装置改修工事一式
- 4 契約方法 一般競争入札
- 5 契約金額 184,800,000円
- 6 契約の相手方 一宮市浅井町東浅井字戌亥27番地  
日愛工業株式会社

議案第64号

木曽川体育館天井等改修空調設備工事の請負契約の締結について

次のとおり木曽川体育館天井等改修空調設備工事の請負契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年9月2日提出

一宮市長 中野正康

- 1 工事名称 木曽川体育館天井等改修空調設備工事
- 2 工事場所 一宮市木曽川町門間字沼間35番地
- 3 工事概要 空調設備工事一式
- 4 契約方法 一般競争入札
- 5 契約金額 235,400,000円
- 6 契約の相手方 一宮市木曽川町外割田字寺前82番地  
大興建設株式会社

議案第65号

和解について

一宮市立中学校生徒自死事件に係る損害賠償請求事件に係る裁判上の和解について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年9月2日提出

一宮市長 中野正康

1 訴訟事件の当事者

(1) 原告

ア 死亡した生徒の法定相続人甲  
イ 死亡した生徒の法定相続人乙

(2) 被告

ア 住所 一宮市本町2丁目5番6号  
イ 名称 一宮市  
代表者 一宮市長 中野正康

2 事件名及び事件番号

「損害賠償請求事件」

名古屋地方裁判所一宮支部 平成30年(ワ)第42号

3 訴訟の提起日

平成30年2月6日

4 訴訟事件の概要

一宮市立中学校の生徒が自殺したことに対し、学校側の安全配慮義務違反があるとして、その両親から学校の設置者である市長に対し損害賠償を請求されたもの

5 和解の内容

別紙和解条項のとおり

別紙

和解条項

- 1、被告は、原告らに対し、亡生徒の自死について、原告らの深い悲しみを理解し、心から哀悼の意を表明する。
- 2、被告は、亡生徒及び原告らに対し、被告が設置する一宮市立中学校の教員らが、亡生徒の学校生活において抱いた不安や葛藤に配慮した適切な指導を行えなかつたことを認め、深く反省し、真摯に謝罪する。
- 3、被告は、平成29年2月一宮市立公立中学校生徒の自殺事案に関する第三者調査委員会作成に係る同年8月24日付け検証報告書「第4章提言」に記載の事項を真摯に受け止め、同様の事案が生じないよう最善の方策を組織的かつ継続的に行うことを約束する。
- 4、被告は、原告らに対し、本件和解金として金■円の支払義務があることを認める。
- 5、被告は、原告らに対し、前項の金員を、令和3年10月末日限り、原告代理人指定口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。
- 6、原告らは、その余の請求を放棄する。
- 7、原告ら及び被告は、原告らと被告との間には、この和解条項に定めるものほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 8、訴訟費用は各自の負担とする。

議案第66号

## 一宮市土地開発公社定款の一部改正について

公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第14条第2項の規定により、一宮市土地開発公社定款を次のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和3年9月2日提出

一宮市長 中野正康

### 提案理由

新型コロナウイルスのまん延、自然災害等の緊急時において、一宮市土地開発公社の理事会について、書面又はオンラインにより開催できるようにするため、本案を提出する。

## 一宮市土地開発公社定款の一部を改正する定款

一宮市土地開発公社定款の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(議事) 第16条 略	(議事) 第16条 略 <u>(隔地者間等の会議)</u> 第16条の2 ビデオ会議、電話会議等の通信手段により、理事会の開始から議決に至るまでの間、各理事の音声が即時に他の理事に伝わり一堂が会して会議を行うのと同程度に、適時的確な意見表明がお互いにできる方法により会議が開催された場合には、前条第2項による理事会が開催されたものとみなす。 2 前項に定める方法により議事に加わった理事については、理事会に出席したものとみなす。 <u>(書面等による議決)</u> 第16条の3 理事長は、理事会の招集通知を発した後、災害その他やむを得ない事由により対面会議によることが著しく困難である事情が生じたときは、理事全員の同意により、書面又は電磁的記録により理事に賛否の申出を求め、理事会の議決に代えることができる。 2 前項の場合において、書面又は電磁的記録により議事についての賛否を申し出た理事は、理事会に出席したものとみなす。
(議事録) 第18条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 会議の日時及び場所 (2) 略	(議事録) 第18条 略  (1) 会議の日時及び場所 <u>(第16条の2及び第16条の3の規定による場合にあっては場所は議長の所在地と、同条の規定による場合にあっては日時は全員の承諾が整った日とする。)</u> (2) 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 付 則

この定款は、愛知県知事の認可の日から施行する。

議案第67号

市道路線の廃止について

市道の路線を次のとおり廃止したいので、道路法(昭和27年法律第180号)第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年9月2日提出

一宮市長 中野正康

## 路線廃止

整理番号	路線名	起終点	主要な経過地
①	市道I791号線	大和町妙興寺字下り松 大和町妙興寺字下り松	
②	市道I320号線	大和町妙興寺字下り松 大和町妙興寺字階子田	
	以下余白		

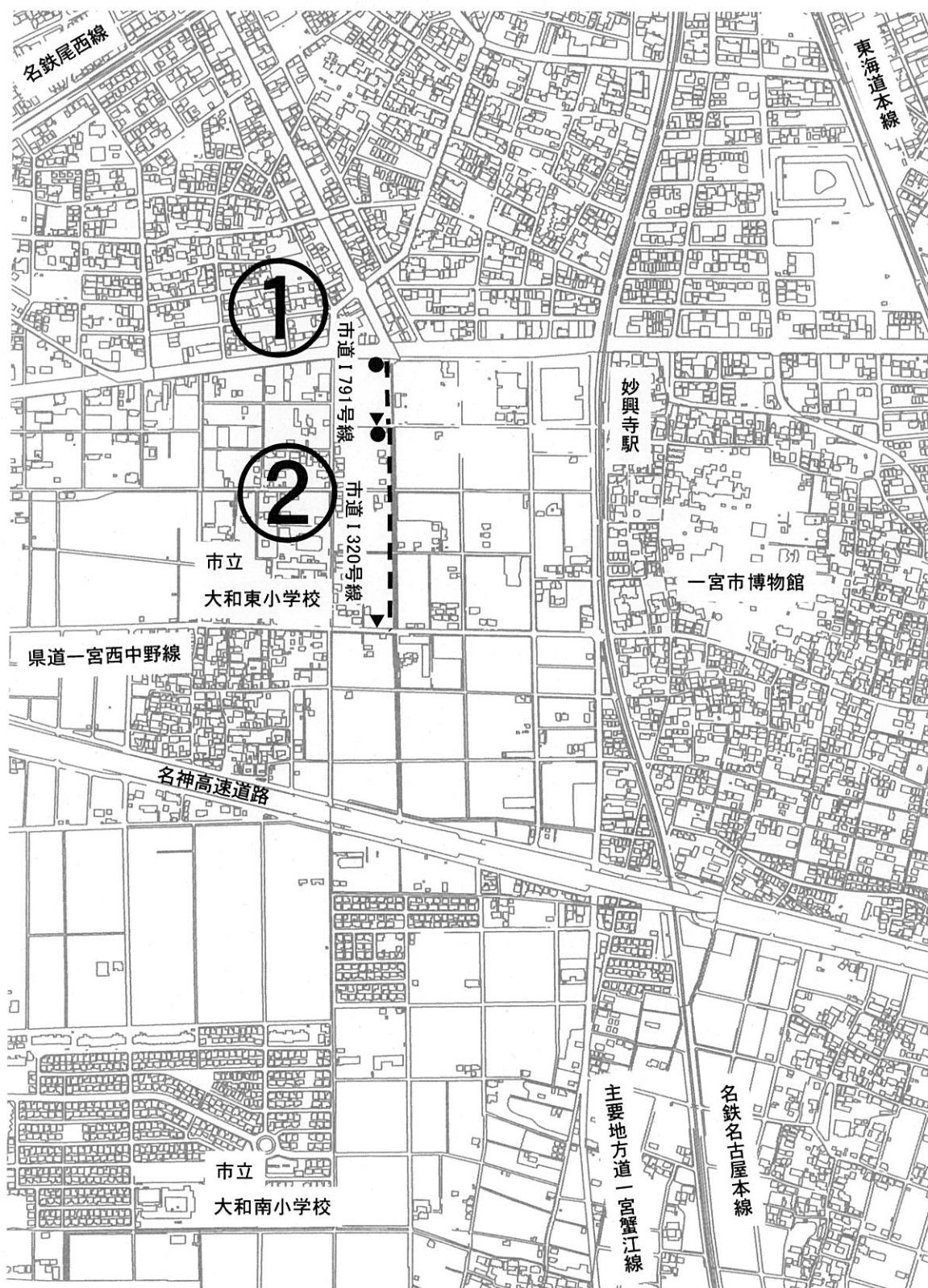
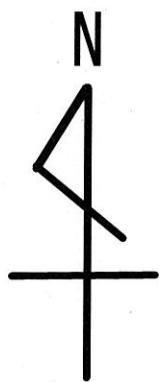
## 凡 例

①	路線廃止整理番号
□ニニニ□	路線廃止部分
●	路線廃止起点
▲	路線廃止終点



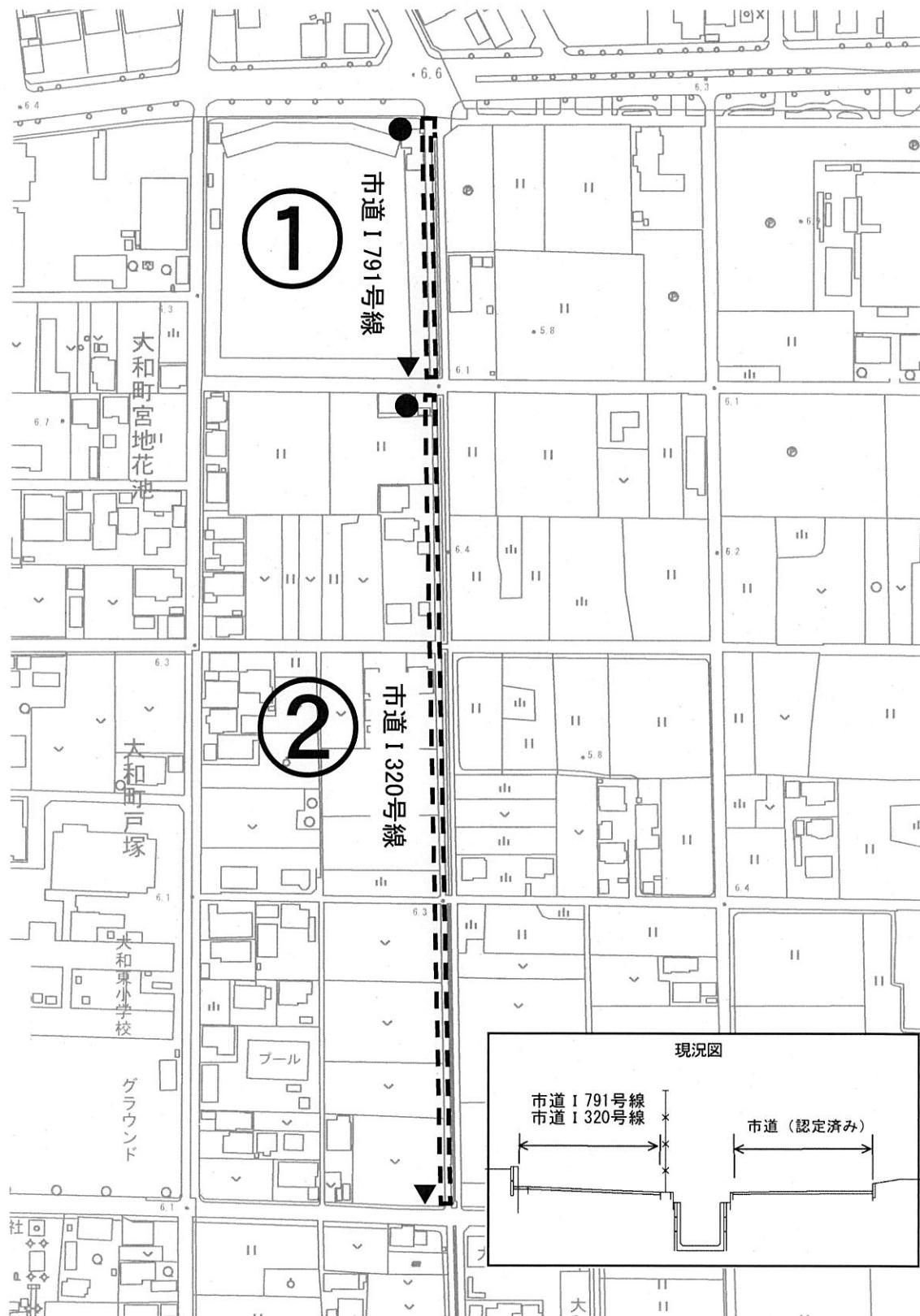
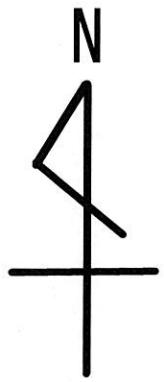
# 案内図

S=1/10,000



# 位置図

S=1 / 2, 500



認定第1号

令和2年度愛知県一宮市水道事業会計決算の認定について

令和2年度愛知県一宮市水道事業会計決算を地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定に基づき、議会の認定に付す。

令和3年9月2日提出

一宮市長 中野正康

認定第2号

令和2年度愛知県一宮市下水道事業会計決算の認定について

令和2年度愛知県一宮市下水道事業会計決算を地方公営企業法(昭和27年法律第292号)  
第30条第4項の規定に基づき、議会の認定に付す。

令和3年9月2日提出

一宮市長 中野正康

認定第3号

令和2年度愛知県一宮市病院事業会計決算の認定について

令和2年度愛知県一宮市病院事業会計決算を地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定に基づき、議会の認定に付す。

令和3年9月2日提出

一宮市長 中野正康

報告第15号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項の指定について(昭和62年3月23日議決)第1項及び第2項第1号の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定に基づき報告する。

令和3年9月2日提出

一宮市長 中野正康

市長の専決処分事項の指定について(昭和62年3月23日議決)

1 第1項関係(和解)

専決処分年月日	発生年月日	原因	市が負担すべきもの	所属
令和3. 6. 3	令和3. 4. 22	交通事故	な し	収集業務課
令和3. 6. 30	令和3. 6. 14	交通事故	な し	納税課

2 第2項第1号関係(和解及び損害賠償の額の決定)

専決処分年月日	発生年月日	原因	市が負担すべきもの	
			うち損害賠償額	所属
令和3. 6. 30	令和3. 4. 21	交通事故	97, 900円	健康支援課

報告第16号

令和2年度愛知県一宮市水道事業会計継続費の精算報告について

令和2年度愛知県一宮市水道事業会計継続費の精算については、別紙のとおりであるので、  
地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第2項の規定に基づき報告する。

令和3年9月2日提出

一宮市長 中野正康

令和2年度愛知県一宮市水道事業会計繰繰費精算報告書

(単位 円)

款	項	事業名	年	全體計画				実績				比較			
				年	割額	左の財源	内訳	支払義務発生額	企業債	一般財源	左の財源	内訳	年割額と支払義務発生額の差	企業債	一般財源
			元	283,140,000	283,140,000	—	—	126,170,000	126,170,000	0	156,970,000	156,970,000	0	0	
		佐千原屋敷地内ほか 配水管改良工事	2	129,860,000	129,860,000	—	—	286,825,000	279,855,000	6,970,000	△ 156,965,000	△ 149,995,000	△ 6,970,000		
			計	413,000,000	413,000,000	—	—	412,995,000	406,025,000	6,970,000	5,000	6,975,000	△ 6,970,000		
			元	121,770,000	118,000,000	3,770,000	121,770,000	118,000,000	3,770,000	0	0	0	0	0	0
		佐千原淨水場 第2水処理設備設置工事	2	149,267,000	147,100,000	2,167,000	149,129,200	147,100,000	2,029,200	137,800	0	0	137,800	0	137,800
			計	271,037,000	265,100,000	5,937,000	270,899,200	265,100,000	5,799,200	137,800	0	0	137,800	0	137,800

報告第17号

令和2年度愛知県一宮市下水道事業会計継続費の精算報告について

令和2年度愛知県一宮市下水道事業会計継続費の精算については、別紙のとおりであるので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第2項の規定に基づき報告する。

令和3年9月2日提出

一宮市長 中野正康

令和2年度愛知県一宮市下水道事業会計継続費精算報告書

(単位 円)

款 項	事 業 名	年 度	全 体			計 画			实 绩			比 較		
			年 割 額	左 の 交 付 金	财 源 内 訳	支 払 義 务 发 生 额	左 付 金	企 业 债 值	一 般 财 源	内 訳	年 割 額 と 支 払 義 务 发 生 额 の 差	左 の 交 付 金	企 业 债 值	一 般 财 源
一般区域 1 公共下水道 資本的支出	2 拉張事業費 本町2丁目地内 雨水水管工事	30 元	546,000,000 433,000,000	250,000,000 173,500,000	296,000,000 259,500,000	— —	40,000,000 506,000,000	20,000,000 230,000,000	20,000,000 276,000,000	0 0	506,000,000 △ 73,000,000	239,000,000 △ 56,500,000	276,000,000 △ 16,500,000	0 0
		2	—	—	—	—	375,400,800	173,500,000	201,900,000	800	△ 375,400,800 △ 173,500,000	△ 173,500,000 △ 201,900,000	△ 16,500,000 △ 800	0 △ 800
	計		979,000,000	423,500,000	555,500,000	—	921,400,800	423,500,000	497,900,000	800	57,599,200 0	57,599,200 0	57,600,000 △ 800	- 32 -

報告第18号

令和2年度愛知県一宮市水道事業会計決算に係る資金不足比率の報告について

令和2年度愛知県一宮市水道事業会計決算に係る資金不足比率については、次のとおりであるので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定に基づき報告する。

令和3年9月2日提出

一宮市長 中野正康

比率名	令和2年度 (%)	経営健全化基準 (%)
資金不足比率	—	20.0

備考 資金不足比率は、資金の不足額が生じていないため、「—」表示とする。

報告第19号

令和2年度愛知県一宮市下水道事業会計決算に係る資金不足比率の報告について

令和2年度愛知県一宮市下水道事業会計決算に係る資金不足比率については、次のとおりであるので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定に基づき報告する。

令和3年9月2日提出

一宮市長 中野正康

比率名	令和2年度 (%)	経営健全化基準 (%)
資金不足比率	—	20.0

備考 資金不足比率は、資金の不足額が生じていないため、「—」表示とする。

報告第20号

令和2年度愛知県一宮市病院事業会計決算に係る資金不足比率の報告について

令和2年度愛知県一宮市病院事業会計決算に係る資金不足比率については、次のとおりであるので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定に基づき報告する。

令和3年9月2日提出

一宮市長 中野正康

比率名	令和2年度 (%)	経営健全化基準 (%)
資金不足比率	—	20.0

備考 資金不足比率は、資金の不足額が生じていないため、「—」表示とする。